

# 改教時報

第十四號

明治三十二年七月十五日號

## 大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

## 目次

### 社説

◎各宗合同の時機

### 論説

◎小學教員諸彦の反省を促かす

◎公衆衛生に對する議

◎將來の宗教界

### 會報

◎越後 各宗同盟會 上越佛教俱樂部發會式 高田町の演說會

◎美濃 池野及棋斐演說會

### 社會

◎改正條約實施に關する詔勅

◎新條約實施に關する訓令

◎高派新法主

◎佛教の公認と放認

◎慈善事業と公認教論

◎本派本願寺の學制變更

◎第八回夏期講習會

◎東京市養育院會堂落成式

◎品川婦人教會發會式

### 信界

◎靜觀錄(十二) 因果應報は宗教的自覺なり

文學士 近角 常觀

文學士 加藤 玄智

文學士 本多辰次郎

在法科大學 蜷川 行道

◎越中 城端佛教談話會

◎近江 伊庭佛教青年會

政 教 時 報

各 宗 合 同 の 時 機

予輩の各宗合同を思ふの切なるや、曾て合同の實を擧げんと欲して陰に陽に鞠躬せしこと少なからず、而して其盡力は常に失敗を以て終りき、嗚呼各宗合同のことに頗る難い哉、茲に於て短氣なる青年者流は腕を扼し舌を鼓して曰く、嗚呼頑冥なる羅漢輩又共に語るに足らず、寧ろ清新なる信仰を有するもの、獨立して一派を形成せんには、然り予輩も亦此青年者流の意氣を喜び、かゝる氣風が續々佛敎門内に起らんことは、寧ろ予輩の望む所なり、予輩は一方に於て青年者流か大に其活潑なる獨立心を起さんことを望むと共に、各宗合同のことも、亦予輩か至誠を以て望む所にして、予輩は今後各宗合同に付て幾たび失敗するとも、尙各宗合同を唱導し、終に其實を擧ぐるに至らずんばやまざらんとするなり、而して今や各宗合同を唱導すべき好時機に際す

各宗合同の必要なる所以は已に明したることに屬するが故に今更之を説く必要なるべしと雖、殊に其要領を摘指すれば曰く對外的ならん、曰く世間的ならん

由來佛敎の弘通せらるるや、其何れの國に弘ざるに關はらず多くは政治上の主權者と親密の關係を保ち、殊に我國にありては一たび帝室と其關係を有せしより、毫も世の迫害を蒙りしことなく、只慈悲を本とし、和親を旨とし、順風に乘して

平波を横さるのみ、加ふるに徳川時代に於ける甚しき保護政策によりて久しき間治平に慣れたる佛敎徒は殆んど、對外的政策の必要を忘れ、慈悲和親は一變して卑屈隱遁の風に化し勇猛精進の氣風頓に消耗し了りぬ、是時に當りて忽然維新の大激變に逢ひ、世の風潮は一變し、普通教育の制度は我國人民を根底より無宗教の風に化せんと欲するのみならず、其教育者中には往々反宗教的の傾向を有するものもさへあり、而して政府の直接に宗教に對するや、毫も之をして活潑進取の氣象を取らしむるの方針に出でずして、只重きを堂塔の保護に置き僧侶の政權を制限したるに拘はらず國民一般の義務は容赦なく之を負担せしめたり、加ふるに基督敎の傳來は大に世態人情を一變して直接に佛敎の版圖を蠶食し來るあり、斯の如く外部の刺戟頓に種種の方面より加はり來りしが故に、己に勇猛精進の氣風を失ひたる佛敎徒の狼狽頗る大なるの結果かの卑屈隱遁の陋態を掩蔽せんが爲に、漫然慈悲を唱へ和親を説き、漸次外界の刺戟の爲に畏縮せんとす、其狀態恰も小吏の虚喝に逢へる老翁が譯もなく其足下に閉口頓首するに似たり、斯の如くにして止まらずんば到底佛敎の維持を謀るべからざるなり、己に外部の壓迫あり、又之に對する態度なからざるへからず、而してこの對外的組織は頗る秩序的ならざるへからず、文明的ならざるべからず、之を實行せんには到底一宗一派の能く爲し得べき所に非ず、是れ各宗合同の必要なる第一理由なり

次に現今の佛敎徒が布敎する方法を見るに、重きを専ら佛敎

内に於ける出世間門に置き、その世間門の如きは始んど顧みざるが如し、實に是れ佛敎徒の大々の欠點にして、此欠點は非常の勇氣を以て補はんことを勉むべきなり、抑も宗教的眼光より之を見るときは、出世間門の世間門に勝るは固よりなるべしと雖、而も世間門道德の容易に實踐し難きことは、古へより聖人君子が汲々として之を求めて日も是れ足らざるを以ても知るべく、又出世間門の説法を旨とする僧侶中に、甚だしき墮落者の多きを以ても知るべきに非ずや、然るに今日の佛徒が、その無智薄徳の身なるを耻らず、漫に世間道德を貶し、自から出世の大事に奔走すと稱して徒らに大言壯語を喜ぶのみ、實に是れ佛敎今日の一大痛弊なり、之を基督敎徒が汲々として世間道德の實踐に勉め、其根底を教育に置き、其果實を社會の改良に結ぶものに比すれば、其差天壤も雷ならざるなり、要するに、佛敎が外界の刺戟に堪へ異教異見の競走に勝たんには、先づ對外的の防禦策を講じ、次に世間的に諸種の方法を講ずべきなり、而して此方法を講ずるや、決して少數の財源と少數の人物を有する一宗一派の能くすべき所に非ず、是れ各宗合同の必要なる第二理由なり

而して今日の趨勢を考ふるに、改正條約は僅かに二日を隔て、實施の端を開かんとし、各宗管長は合同して會議を催はし公認敎制度を始めとし、其他諸般の點に於て一致し、諸事頗る好望に屬すと、實に是れ合同の好時期なり、仄かに聞く所によれば西本願寺の役僧諸氏は、曩に獨り合同を好まず、寧ろ基督敎と提携するも他宗他派と提携せよとの意見なりしも

内外の輿論之を非議するもの多かりしかは、今や其方針を轉して各宗同盟に入れりと、予輩は西本願寺の役僧諸氏か其非を改むるに吝ならざるを喜ぶものあり、予輩の殊に西本願寺の動作に注目するもの、敢て他あるに非ず、その佛敎界中に於て、東本願寺と相並ひて、其勢力の大なる一派なるを信すればなり、而して西本願寺が常に他宗に率先して、文明的の行動に協はんことを勤むるが如きは、尤も予輩の同情を表する所なればなり、十年已前西本願寺は僧俗を混合し、他宗派の子弟を包容して教育を施したる普通敎校の如き、其存在の時期の甚だ短かりしに拘らず、其校出身の人士中には、今や社會に立ちて宗の内外より囑望せらるるもの少なからず、若夫れ西本願寺をして普通敎校時代の精神を持續して今日に至り、僧俗宗派の異同を問はず、皆之を包容する底の度量あらしめば、各宗の合同も之によりて、成り佛敎の勢力も之によりて強大となりしならんに、悲い哉西本願寺には、其役僧間に於ける議論常に統一を欠き、今日大度量ある偉人の如きものあれば、明日は狭少なる妬婦の如きものあり實に惜むべき事に屬す、殊に近來に至りては、漫に文明的の名稱を得んとて汲々として、却て其實に於て佛敎の勢力を威殺するの傾向あるは甚だ予輩の遺憾とする所なりかの慈善問題の如き、予輩は双手を擧げて之を賛すと共に、又誠意に其計畫の成功せられんことを希望すと雖、慈善問題の第一要義として金策に重きを置くと尙商家の一事業を企てんとするが如く、近來に至りては政府の意思を奉して大に其派の青年を退けんとする

の傾あるが如きは、予輩の甚だ同情を表せざる所なり  
抑も、慈善事業は難中の難事なり、之を完成せんには先づ力  
を人物の養成に致し、又此道に適し得べき人物を撰びて大に  
其力を展べしむるにあり、かの資金の如きは寧ろ第二位に屬  
すべきなり、然るに本願寺役僧の意見此に出でずして、資金  
あり以て百事を爲すに足ると誤りし、又其大體の計畫の如き  
も自主的方策に出づること少なく、常に政府若くは門外政治  
家の意見より湧出する所多きが爲に、其態度の往々曖昧なる  
が如きは、予輩の頗る西本願寺の爲に、惜む所なり予輩は斷  
言す、西本願寺にして各宗合同の方針を取らず、又其有爲な  
る青年を遠ざけんか、其慈善事業は、徒らに巨萬の金額を庫  
中に貯ふるのみにして、一切の人類は毫も其餘澤を蒙ること  
なく、佛敎の勢力も亦決して振揚せらるゝの機なからん、予  
輩は此際各宗に對して合同の實を擧げんことをせ、むると共  
に、殊に西本願寺に向て、其曖昧なる態度を一抛し、能く佛  
敎全般の爲に謀られんことを希望するものなり

論 說

小學教員諸彦の反省を促がす

加藤 玄 智

吾輩は獲者に巢鴨監獄の典獄が、政治上の權力を濫用して  
吾人の信敎自由を抑壓せんとするや、心中一閃の靈火は、吾  
輩を驅りて、率先以てその所致の不當なる所以を滿天下に呼

號するの止むを得ざるに至らしめたり、茲に於てか其從來頗  
る冷淡なりし所謂政治家輩をして、漸く宗教を度外視するの  
昨非を今日に覺らしむるに至れり、然れど尙之れど同時に、  
吾輩の一言侃々の忠言を左右に呈して、その自反省を促が  
ざるを得ざるものは、彼の職に小學の教育に従事しをらる  
し、忠孝節義の重んず可きを訓誨せらるゝや、頗るその肯綮に  
契合せるものあり、天下何人か諸君が教育上の功勞を多とせ  
ざらんや然れど事一たび宗教の上に及べば、その佛敎たるは  
基督敎たるに論なく、口を極はめて誹議譏謗殆んど至らざ  
るもの無きは現に余輩の子弟の朝夕小學校に通學しつゝある  
もの、且暮口にする所に徴しても頗る明瞭なる事實なりとす  
夫れ宗教なるもの、本性本質にして、元來諸君が思惟せらる  
が如き迷信虚式の煩塊に過ぎざるものならんか、或は諸君  
が斯かる宗教的迷信偏見に對して豫め彼の純潔無垢なる思想  
を有せる兒童の感染せんことを懼れて、銳意熱心を防遏せ  
られんとするは固よりその所、吾輩と雖安ぞ之れを拒まん、  
否な寧ろ双手を擧げて諸君の舉に替同せざるを得ざるものな  
り、然れど苟も宗教にして人性自然の要需に應じて生成し  
現存するに至りたるものならんには、彼の人性の天然に具備  
しをる諸有能力の一切を可及なく齟齬均一に育成功長せし  
めて、完全なる人格を養生せんとを理想とせる諸君の斯かる  
貴々重々の人生自然の賜賚たる宗教的資性のみを之れを謫  
儘せしめんと努めらるゝの理由あらんや、否な管にその發育

成長を顧慮せられざるのみならず、却りて之れが發達成長を  
阻害せられんとするが如き吾輩の眞個にその旨趣の了解に苦  
しめる所の者とす。成程今日の佛敎はその中固より幾多の迷  
信虚式の末節に拘泥するの弊あるを見る、基督敎も亦幾多の  
弊害なきに非ず、然ども斯くの如きは是れ宗教そのもの、非  
に非ずしてその宗教を傳達弘通するの教神、若くはその形式  
技末に在りて存するものなり。然るを徒らにその技末を見て  
その大本を忘れ、その外形に執計してその内實を遺忘し、十  
巴一東に宗教そのものも擯けて之を擯斥するに至りては吾輩  
の大に賛成する能はざる所のものとす。何んとなれば宗教そ  
のもの、基底は人性自然の天稟に在りて存するものなれば、  
彼の兒童か天真爛漫の中に既に具有しをれる宗教的本性をし  
て、成る可く圓滿完全に發育成長せしむ可きは寧ろ教育者の  
任務なればなり。然るに宗教の一時外界より附け加はりたる  
迷信虚式の末をのみ捉らへて、斯かる迷信虚式に兒童をして  
感染せさらしめんか爲めに、併はせて兒童の宗教的本性の至  
醇至粹なるものを一舉、消滅に歸せしむるか如きは、吾輩  
の再三考尙解する能はざる所のものとす。是れ豈に人性を  
教育するものに非ずして、却りて人間天賦の稟性の仰壓に非  
ずして何をや、是れ信敎の自由を迫害するもの何ぞ擇ばん  
可哉今日幾多の幼童は斯かる非教育的教育者の下に在りて監  
視督率せられつゝあるかを惟へば、吾輩邦家百年の前途を氣  
遣ひ千憂万感に堪へざるものあり、是れ吾輩の滿天下の小學  
教員諸君に訴へてその反省を促がさるゝを得ざる所のものと

す。噫之れを彼の近世教育界の泰斗と仰がれたる幼稚園の創  
設者フーベル氏が、確然たる一個の宗教信念の爲めに向上  
一路の靈的理想を望み賭て、之れに由りて百折不撓不屈  
能く不朽の大業千古の教育事業を大成せるに比すれば、管に  
天淵霄壤も管ならざるものあり、小學教員の理想信念に  
置き、我邦の今日より太甚しきもの蓋し是れあらざる可し。  
斯くの如くにして果して能く未來に日東の大帝國をその双肩  
に負ひて立つ可き健全なる國民精神を養成し得可きか。泰西  
の碩學ベーコン謂はずや、小智は人をして神を無みするに至  
らしむるも、大智はよく人をして眞信仰に敬虔たらしむと、  
又至言と謂ふ可し。職に小學の訓育に在るの士は、須らく先  
づ自ら宗教の何物たるやを窮はめて而て後ちその眞偽善惡を  
批判し、その採擇を取捨す可きなり。然るに宗教そのもの、  
何に物たるをも解せずして、唯漫然として皮想の憶見を逞  
くし、直ちに褒貶毀譽をその間に肆にして、その正鵠を認  
めれるの私見僻解を以て、之れをその頭腦未堅固ならざる幼  
孩に強ゆるか如きは、管に教員諸君の爲めに取らざるのみな  
らず、若し人あり諸君を目して彼の子を賊ふものなりと  
なし、以て諸君を攻撃すども、諸君は能く何んの辭を以て之  
れに答へんとするか。吁嗟小學教員諸君、諸君は奮勵一番焉  
を先づ宗教そのもの、研究を嘗試みざる。何を先づ宗教その  
もの、研究を嘗試みざる。

公衆衛生に對する議

本多辰次郎

總ての事物に付て、新條約實施期の近付きたりとして、俄に思ひ出したる如く、修繕裝飾の準備に取掛るは愚なり、衛生の注意の如きは、固より人々自らの健康を保持せんが爲なれば人の催促を待たず、他人に對する見えに拘らず、各自に内省實行すべきなり、去れば衛生事業の進歩を圖るは外人の來ると來らざると、新條約の實施せらるゝとせられざるを問はず、其急要たるは一なり、然れども見ゆを張るといふは素と人間の常情なり、新來の珍客の爲には、庭の草も取り、煤も拂ひ障子も張り更ふるといふは世間一般の習はしなり、内地雜居に對する準備といふ點より見るも、公衆衛生の進歩を計るは目下の急務なり、換言すれば常住不漸に必要なる衛生の事業も其必要の程度は内地雜居に依りて益々急を加ふるのみ後れ馳せながらにも、此問題唱導すべきなり、健康を障害せらるゝに由りて生ずる損失の多寡に就ては、獨逸國労働者疾病保險金庫の統計表に據りて其大概を推測するを得べし即ち千八百九十一年（明治二十四年）に於て現在六百五十万の被保人中二百萬の患者を生じ、各患者疾病の經過は平均十七日間を要し、金庫は疾病の費用として大約八千九百五十万マルク凡そ五十萬を支拂ひたり、右の人員を除き餘の獨逸人口四千四百万中所得ある年齢に屬するもの二千四百萬人あり、而してこの内疾病に罹る者の數は上記の會社被保人中の患者の比例數より寡からずその經過も短からずと假定せば、同年一年間に獨逸全國に於て疾病の爲に支出した

る費額は五億マルクと推算するも敢て多きに失せざるべし、但しこの費額は勞動中止に基因する損失を加へざるものなり如何に衛生事務の進みたりとて、悉く疾病を除去し得べきにあらざるも、衛生事務の進みに連れて、人の健康を保護備進して病者不具者を豫防減少し、勞働力及び一般生命の保持延長するや必せり、衛生事務の策進せざるべからざる所以茲に存す、是に於て余輩は大に訴へて士人の注意を促さんと欲するなり、特に東京市民の留意を乞ひ度きものなり、清潔は衛生の根本なり、不潔は衛生の敵あり、汚濁程衛生上忌むべきはなし、此恐るべく忌むべき不潔汚濁は我邦都鄙の名物なり、然れども此小村落に在りては、汚穢物の掃除を個人に一任するも、猶行ひ得べしとするも、大都會は到底斯る簡單なる始末には終へぬなり、故に何程市街の表面は花美なるにせよ、裏面の實際は大都會村不潔なる有様なり、流行病の慘害を被る事常に都會の地に多きは、之を證するに足るべし、畢竟するに、汚穢物排除の設備なきが爲なり、近來上水工事は追々諸方に起され、横濱、長崎、大坂等の市に見るを得て東京市も亦漸く汚に著きたれども、下水に至りては其設備あるものは極めて稀なり、特に帝國の首府たる東京市に於ては其話だも聞かざる有様あり、惟り自治體のみならず、中央政府に在りても給水の事に關しては水道條例を發布せしと雖も下水に至りては、何の注意をも出したる事なし、豈大なる手落にあらずや、抑も水道如何に完備すと雖も、下水工事の設

けなきものは衛生上不具者なり、之を人身に譬へば、十分飲食はすれども、未だ排泄の機關を具へざるが如し、如何ぞ無病健全なるを得べけんや、暫く實際を観察せよ、嚴冬より陽春三月の候に在りては、官も民も一切下水ある事を忘れ居るなり、五六月の頃裕を脱ぎ單衣を着する頃、臺灣にペスト出たり、長崎にコレラ患者出來たり、横濱に赤痢病生ぜりなどいふ警報に接して、俄に驚き土腐を浚へ、石灰を撒かしむ、然れどもこれ唯御役に爲るのみなり、浚へたる土腐土は傍らに揚げ置き石灰は其廻りに白く撒き置くなり、斯くの如くにしては、衛生事務を執ると思へるにや、

内地雜居は最早本月より實施せらるゝなり、頃日東京市會は議員半數改選せられて、大に空氣を新にせり、此好機に乗じて下水工事を議決すべきなり、而して後始めて東京市なる者衛生を談すべきなり、地方の諸市に於ても奮發して此好摸範に倣はんとするべし、彼英人を見よ、其本國の衛生機關の完備せるは言はず、彼等が瘴癘毒霧を排除して美なる健康なる香港を現出せしめし事を、東洋の英國たる我大日本の首都たる東京市民は奮闘一番下水工事を成就すべき責務を有せ、次に余輩が衛生の爲に世人の猛省を望み度は、巫水とか御土砂とか、御加持とか御祈禱とかいふ事を信じて、醫藥を用ゐざる事なり、又用ゐしめざる事なり、是等は畢竟非文明的迷信たるに過ぎざれども、其宗旨々々の主義もあるべく、又各個人の精神的恩籍もあるべければ、祈禱加持等は、請ふ

者あらば之を爲す、強ち咎むべからざるべし、然れども祈禱を爲すが爲には醫に頼るべからず藥を服すべからずと勸むるに至りては言語同斷沙汰の限といふべし、斯る事を命する者、之を奉じて行ふ者共に衛生を妨害する罪輕からざるなり、況んや腐敗せる水を飲ましめ、眼に注射せしめて、以て醫藥を妨ぐる如きは罪一層重きを加ふるものなり、此一事に至りては官民共に注意して、嚴重に其撲滅に盡力せざるべからざるなり、若し夫れ斯る事を宗義とし、斯る迷信蠻行を一宗の生命とす如きものあらんか、斯る宗義は斷然廢禁して可なり何ぞ躊躇するを要せん、然れども、如何に現今淫祠といふと雖も、斯の如き迷信蠻行のみを宗義として生命とする者は無かるべし、何處にか改良の餘地を存すべければ、速かに這般有害なる非文明的行爲を改悛せられん事余輩の希望に堪へざる所なり、

將來の宗教界 (承前)

蜷川行道

要するに、直接間接に、僧俗相助成するにあらざれば、到底之をして、繁榮せしむること能はざるあり、然るに、我國は古來、官民共に、宗教に對しては、比較的冷淡なる態度を採りたるものなりと斷言せざるを得ず、米國の如きは、早きより公認教制度を認め、之れが經費を議會の豫算内に見積られ年々國庫より相當の補助金を與へ、各寺院の管轄區域を定め、其管區に屬する毎戸には、我國の戸數割の如きものを賦課し、若し其負擔の義務を怠るものあるときは、警察權を用ひて其

後位を盡さしむるを得ることあり、政府の之れに對する保護少しも缺くるところなし、加之國の立法機關たる、議會の開會閉會にすら、祈禱を以て始まり、祈禱を以て終るといふか如き、政教一致といふにはあらざれども、二者離るべからざるの關係を有し、英國の如きも、皇位繼承の如き、一國の最重要なる事件にせら、國法上の要件として、羅馬教の信者は、皇位を繼承することを得ず等の如き、宗教を輕忽視せざるは、諸國大抵然り、果して我國の如く、凡て宗教に對しては政府は全く無關係の態度を採り、之を放任し置くことは、國家行政上利益なりや、將た不利益なりやは、容易に決し得べし問題にはあらざれども、歴史と近來の我國の實例に照して、之を觀察するときは、或は不利益に偏重するものにあらずやとの感を抱かしむるものあるなり

然乍、宗教自體の繁榮上發達上は、全く政府より放任せられ自由に行動するを得るを以て寧ろ利なりといはざるべからず、如何となれば、法理上保護と服従とは常に相表裏し、不可離的關係を有するものにして、服従なければ保護なく、絶對無限の保護は、完全圓滿の保護を生ずる所以なり、服従と保護とは、原因と結果との關係の如く、服従なくして保護なきは、恰も原因なくして結果なきと撰ぶところなし、而して服従なることは、既に自己の自由を制限することを以て、初めて成立するものなれば、宗教の政府に對する服従は、自家繁榮上不自由の結果を生ずるものといはざるべからず、然れども之れ法理上の見解にして、法理と社會の實情とは往々一

致せず、事實上は、政府は或範圍内に於ては之に保護獎勵を興へ、之を結托するを以て政治上の得策とし、宗教も又或程度内に於て之れに服従し、其保護を受くるを以て、生存繁榮上良策ありといはざるべからず、故に法令の能く行はれざる社會にては、宗教も又決して完全無欲に行はれ能はざるあり畢竟政治と宗教とは、全然一せしむべきものにあらざれども、直接間接に相關せざるべからざるものなり

此事は我政府に對して有効に望み得べきことなりや否や、甚た疑はしき點なりとす、余輩をして云はしめば公認教制度を立つることは、或は容易ならんも、此制度は若し歐洲列國の制度を模倣して之を立つるならば、之れ一時の策にして、永久不易の策にあらざることば疑はしき述へたるか如し、終に各宗教は平等の地位に立ち、相殺して此制度の生存を認めざるに至り、宗教の新旧と、信者の多少とにより、前後の差あるのみ、要するに、此制度は左迄効力強きものなりといふを得ず、又帝國憲法は明かに其第二十八條に於て信教の自由を認めたりと雖も、世人の誤認せるが如く、單に信教自由といふ語にのみ重きを置き、信教自由といふも、絶對的に然るにあらずして、嚴然たる制限附條件の自由なることを度外視せざらんことを要す、其所謂條件とは安寧秩序を妨げざること、及臣民たるの義務に背かざることにより、此條件に低觸する以上は、信教は徹頭徹尾自由にあらずして、不自由なり、然るに外教の我國に輸入さるるもの、或は新たに起りたる宗教の情態を諦視するに、其教理其主義は全然我國体に適應せず、

即憲法第二十八條の規定を充たし得べき性質のものにあらずといへども、形式上我國体に適し得るものなるかの如く装ひ以て之れか布宣に力を盡し、其内部に至りては其實を發揚するに勉むるものあり、若し如此躊躇手段をしも默認すること、せば、第二十八條に此條件を設けし必要は全く絶滅するか、又は全く滅却する迄に至らざるも其效力薄らぎ、恰も無條件にて日本臣民は絶對的信教の自由を有すといふも結果に於て同一のこととなるへし、此條件をして有効に成立せしめんには、信教の自由を興ふるの標準を布教の手段に置かずして、教理其ものに置くこと最も重要なり、教理自体にして、苟も我國體と背馳するものたる以上は、其布教の手段方法如何は敢て問はず、飽くまで之を排斥し、之か自由信教を許すべからず、而して世未た此等の點に注目する者少きは、余輩風に嘆息の情に堪へず、反之外教といへども、其眞實實質に於て憲法の此規定に抵觸せざるものは、元より之れか國內に傳播するを妨げざるを以て我憲法の精神とす於茲乎余輩か此問題を提擧せし要點に論及すべし

遠く將來の趨勢を察せんか、言ふまでもなく、優勝劣敗の天則に支配せらるるの外なかるべし、從來我國の佛教は、如何なる態度を外教に對して採り來りしや、我は彼に對して消極的態度を採り、彼は我に對して積極的態度を採り來りしとは逕ふ可らざるの事實にして、此事に就ては近頃余輩は或雜誌に於て例示的詳論したり、兎に角此現象の起りしは、全く我國宗教家と稱せらるるもの、無能力の致すところなりといふの外

なしといへども、假りに名義を我國は全局の上より歐米諸強に對して消極的態度を採り、彼等と同等の地位に立つこと能はずして彼に對して、治外法權國なりしに假るとせんも、彌改正條約實施の後は、口實を茲に假ると能はざらん、我國の宗教家たるものは、外教の我國に輸入さるるを拒否せざると同時に、我亦續々海外に渡航し、佛教布宣に努力せざる可らず從前の如く徒らに排外主義を唱へ、外國人の國內に入り來るを見ては、仇敵の如く之を嫌ふに至りては、之れ度量狹隘なる小人のこののみ、須らく包圍天地の大度量を以て、彼等外人を歡迎し、彼等の腦裏に佛教思想を注入することを勉めざるべからず、世所謂喰はす嫌の者多し、彼等は耶教を以て宇宙唯一の良宗教なりと確信せりと雖も、彼等の思想の上に超然たる高尚深遠なる佛教の眞相を意味せしむるを得は携手して佛陀の前に拜跪する者多きに至らずといふを得ず、既に余輩の知己なる耶教を信奉せる某二三の外人嘗て余に語りて曰誰れか余輩の爲めに佛教の奧義を説き聞かする者ありて、果して佛教の耶教に優れるを發見するを得は斷然改宗すへし、豈に頑然耶教にのみ戀屬するの理あらんやと、然れども外人か我國に來り日本語を以て耶教を説教するか如くに、我國の僧侶にして未た外人に外國語を以て佛教の教理を講ずるを得る者殆どなかりしは遺憾の極みなり、今後我國の宗教家は如此無能力なることを望ましからざるのみならず、國內にありては自國人は勿論、海外より渡來する外人を斯道に誘導し、一方に於ては續々海外に出て斯教を外國に擴張繁榮せしめ、古來



久我侯爵一場の談話を爲す、その他二三の席上演説あり、餘興として、能高砂、小鍛冶、狂言鍋牛の催あり午後九時閉會せしといふ、尙之を機として同地に一の佛教團體を組織する計畫なりといふ

◎美濃池野及揖斐演説會 美濃揖斐郡の有志者は昨年已來大に運動する所あり殊に本年春來本部員の出張を望むこと頗る切なるものありしか今回總務員近角文學士が夏期講習會準備の爲め越前地方に出張せしを以て其歸路同地方の請に應じ去六月廿四日廿五日大演説會を開けり即廿四日は池野大谷派別院に於て開會し「精神的大合同の時機」及「社會と宗教」の二題に於て信仰問題より説き起して今後社會上に於ける宗教の地位を論じ政治宗教の關係に於て大に着眼すへきことを論せしか滿堂千余の聴衆何れも大に感激し同夜直ちに懇話會を開けり乃ち今回演説會を企てられし本郷町稻葉榮壽及東雲俊成、杉原清春等諸氏の十五人の有志を初めとし勝野穂松岡善兵衛、川瀬守一、野原竹司、坪平秀、森市太郎、森左馬吉、堀井善太郎、石原武三郎、渡邊金彌、山田勉司等の諸氏四十名の有志者は發起人となりて同盟會を組織することとなりたり翌日近角學士は同地有志者の既設せる少年及少女教會に出て一場の談話をなせり同會は小學兒童を毎日曜日會合して道德宗教の談話を平易に聴かしめ又聲明を教授するものにして何れも球數を手にし威儀嚴肅端坐して教を受くる杯頗る殊勝にして今後宗教思想を學校已外に於て注入するには頗る適當の方法にて教育者と心を合せて實行するものなれば教

育宗教の調和につきては上乘の策にして現に會員二百餘頗る盛大なり各地も同様の組織ありたきものなり翌廿五日揖斐町大乘寺に於て大演説會を開き近角學士は亦同様に政教問題及び安心立命と社會の活動とにつきて辯ずるところありしが前日に増したる滿堂の聴衆非常に感動し同夜亦今回の演説會を企てたりし秀謙三、國技現泰、大宰副靜揖斐町長上田守善の諸氏を初めとし松井彦兵衛、松岡元助、桐山良材、野口治六、宇野常松、野中善右衛門、國枝佐七、三島善祐、富田幸一、郷貞吉、窪田信之、衣斐哲、矢野稔、窪田悟三等の諸氏五十餘人懇話會を開き何れも非常の奮發を以て同盟會支部を創立することとし發起人となりて本月を以て四方に勧誘し八月には有力なる同盟會を成立せしめ池野と連聯して會頭の出席を請ひ盛なる發會式を擧ぐべしとて非常の運動に着手すへしといふ殊に同地方には會頭久我侯爵漫遊せられしことありて有力者の同氏に悦服するもの頗る多きを以て必ず健全なる支部の設立を見るを得べしといふ

近 江

◎佛教朝日同盟會 東淺井郡朝日村の有志者は熱心奔走の結果、佛教朝日同盟會を組織し、去月十一、十二の両日天本海可氏を聘して創立會を各村に開きて佛徒同盟の必要を感せしめられたれば、同村全戸八百六十戸の内、既に八百二十戸の同盟者を得たりと、されば本月下旬か若しくは來月中旬を期して盛なる發會式を舉行せんとて目下準備中のよし、會長は同村々長淺見義隆氏にして、幹事は村會議員藤井助左衛門

陸軍豫備一等軍醫岩井芳松の兩氏なり、尙僧侶會中より新田、今西、蓮溪、嶮南、杉本、芝田、の六氏を撰て準備員とし、發會式準備並に會務擴張に盡力中なり、同會規則の要項左の如し

佛教朝日同盟會略則

- 第一條 本會は佛教朝日同盟會と稱す
- 第二條 本會は東淺井郡朝日村大字山本に置く
- 第三條 本會は各宗僧侶及び檀信徒を以て組織す
- 第四條 本會の目的は外異端の邪説を排斥し眞正の教法を擴張し内慈惠を旨とし完全なる徳義を涵養して愛國護法の術策を爲すものとす
- 第五條 本會は前條の目的を達せんか爲め左の事項を實行するものとす
- 第一項 毎年春秋兩度各宗高僧知識を招聘し演説及法話を開くものとす
- 第二項 但し臨時開會は此限に非ず
- 第三項 毎年春秋兩度開會之節會員の僧侶集合し會員死亡者追吊の讀經を爲すものとす
- 第四項 但し會所は時宜により變更す
- 第五項 本會は親睦を旨とし互に相提携して從來の惡弊を矯正し陋習を改善するものとす
- 第六項 殖産興業の發達を奨勵するものとす
- 第七項 本會は僧俗男女を開けず本會の主義目的に同意同感の者に限るものとす

◎伊庭佛教青年會

本會は同會規則第七條に依り去月十六十七の兩日同地妙樂寺に於て見眞大師降誕會を兼ねて第十七回春季大會を開き咄嗟の間に左の諸件を議了せりと一、來三十三年度に於て最も盛大なる創立十周年紀念會を擧ぐることを

社 會

◎改正條約實施に關する詔勅

天皇陛下は内外多事國歩艱難の時に當りて、極に登らせられ二六時中大御心を治道に注かせ給ひ、内は諸般の制度を更革して遂に萬世不易の大憲章を發布まし、美なる憲政を樹立し給ひ、外各國と條約を締結して親交を密にし給ひ、之を前にしては五箇條の御誓文を立たせられ、其後や、教育に軍隊に各々優渥なる詔勅を喚發して衆庶の據る所を示し玉ひ、尋て日清戰役に於て、國威を内外に發揚し給ふと同時に、外交の局に當る臣僚をして、條約の改正を處理せさせ給ふ、是に於てか大貌列強國先づ我帝國を目的するに東洋の半開國を以てするの非理にして、永く不平等條約の下に措くべからざるを認め、去る明治二十七年七月を以て、改正條約に調印してより、各國咸其例に倣ひて、新條約を締結したりければ、我等四千五百萬の同胞は、茲に本月より對等條約の下に、東洋唯一の高等國民として、彼西歐北米の開明人士と、擔を並べて住居するを得るに至るは、吾人臣民たる者は、眞個に歡天喜地して、この千歳一時の福幸に遭遇せる鴻恩を、陛下に對て

感謝すべきなり、陛下が宸衷を此事に勞せさせ給ふの深きや  
愈新條約の實施せらるゝに臨みて、又々優渥なる大詔を喚  
發し玉へり、大詔に曰く、  
朕祖宗の遺烈に頼り紀綱を振ひ治化を施き内  
國運の隆昌を致し外列國の交誼を敦くするこ  
とを得たり而して朕が年來の宿望たる條約の  
改訂は規畫を悉し交渉を累ねて竟に締盟各國  
と妥協を遂ぐるに至る茲に其の實施の期に迫  
ひて帝國の責任重きを加ふると共に列國の和  
親愈々其の基礎を鞏くしたるは朕が中心の欣  
榮とする所あり  
朕は忠實に公奉するに厚き臣民の深く朕が意  
を體して開國の國是に恪遵し億兆心を一にし  
て善く遠人に交り國民の品位を保ち帝國の光  
輝を發揚するに努めむことを庶幾ふ  
朕が在廷の臣僚は朕が爲に新條約を施行する  
の責に任し百官有司を飭し慎重措置中外臣民  
をして均しく其の惠澤を享けて憾なからしめ  
以て列國の和好を永遠に鞏固ならしめむこと  
を期せよ

御名御璽

明治三十二年六月三十日

各國務大臣副署

我國民は此聖詔を畏み慎みて、至誠以て此聖旨に答へまつら  
んとするは勿論なりと雖も、當に奉戴せんと誓ふのみならず、  
西洋人として猥りに畏れず憚らずして、自ら太帝國民として、

ひとし茲に新に詔勅を下したまふ蓋將來外國人の内地に往  
來居住する者滋々多きを至すべし此の時に際し若し學校生  
徒をして放漫自ら制せず或は禮節を藐視し或は粗野の行爲  
を敢てし奇矯是れ喜ぶ如き陋習を長せしむることあらば獨  
り教育上の失禮たるのみならず延いて國家の威信を失墜し  
其禮面を汚濁することなきを保せず宜しく恭みて教旨を奉  
體し此の際尙一層學校長及教員を督勵し能く戒愼を加へ篤  
く本分を殫し以て生徒教養の方を誤ることなきを期せしむ  
るに努むべし

文部省訓令第十一號 文部大臣 伯備樺山資紀 直轄學校

本省直轄學校は全國の公私諸學校に對し模範たるべき地位  
に在るが故に特に風紀節制を嚴にし以て其の地位に副ふべ  
き實を擧げむことは本大臣の切望する所なり今や改正條約  
實施の期目睫の間に切迫し茲に新に詔勅を下したまふ蓋今  
後外國人の内地に來往居住する者愈々頻繁ならむ此時に際し  
若し學生を徒にして放漫自ら制せず禮節を藐視し或は粗野  
の行爲を敢てし奇矯自ら喜ぶ如き陋習を長せしむることあら  
ば獨り教育上の失禮たるのみならず延いて國家の威信を失  
墜し其の禮面を汚濁することなきを保せず是を以て大臣は  
今回地方官長に對し生徒教養の方を誤らしめざらんことを  
訓令したるも其の模範は之を直轄學校に望まざるを得ず苟  
くも任を其の學校長教員に承くる者は厚く教旨の存する所  
を奉體し學生生徒を戒飾して能く其本分を殫し嚴に規律を  
守らしめ以て模範を全國諸學校に示さむことを期すべし

明治三十二年七月一日 文部大臣 伯備樺山資紀

近來學生の放縱恣に流れたるは隠れなき事實なり、かの同  
盟休校、學校騒動などは、歐洲諸國に絶えて無き所なれば、  
我邦に斯る弊風ありと聞かば、定めて新來の歐米人は驚く事  
なるべし、况して白虎隊などいふものも風説だに西人の耳に  
入らば、彼等の驚きと共日本國民品位の下落は實に莫大な  
るべし、取締も嚴にすべし、學生輩自らは亦大に克己謹慎す

自信自重を以て、而も親切に、言はば舊友に對するが如く、  
年來の隣人に對するが如く交際すべし、之れ 聖詔に奉効す  
る第一の要義あり、祝言の席に臨みたらんか如く故らに改ま  
り飾るは却りて失策する事多きものあり、然れども餘り狎る  
は固より弊なり

新條約實施に關する訓令

及文部陸軍の兩大臣は各訓令を發せり、今内閣及文部大  
臣の訓令を掲ぐ

内閣訓令第一號 各官廳

條約改正の事業は維新以來深く聖慮を煩はせられたる所に  
して又國民の久しく懇望する所なり明治四年特命全權大使  
を歐米締盟國に派遣し其の改訂に關する商議の端緒を開か  
しめられてより茲に廿有餘年其の間各國と幾多の交渉を累  
ね協商を盡し遂に明治廿七年を以て大不列顛國と始めて改  
正條約を締結し爾餘の各國之に續きて悉く改訂を終へ今や  
將に七月十七日及八月四日を以て之が實施を見むとす抑々  
現行條約を改正して歐米各國と對等の條約を締結するは維  
新開國の宏謀に原本し國家の光榮を増し國民の福利を進む  
を俟たずと雖も苟も實施の方法にして其宜きに得ざるが如  
ものたるは言さざらば實に改訂の目的を亡ふのみならず、  
或は信義を友邦に失し帝國の威信を毀損するに至らむとを  
恐る即ち改訂條約の結果に依り當然に我に收むべき權利は正  
確に之を保持すべしは勿論なりと雖も外人の權利を保全し  
て各々其の堵に安せしめ樂みて我國內に住居せしめむとを  
努むるは帝國政府の責務にして亦國民の義務なりとす當局  
者能く聖意の在る所を體し深く茲に注意せむとを努むべし  
明治三十二年七月一日 内閣總理大臣 侯爵 樺山資紀 府 縣

文部省訓令第十號 北海道廳 府 縣

本大臣就任の初より學校の事態に關し衷心に憂慮する所  
あり是を以て本年四月地方官召集の機に際し本大臣は學  
校の風紀を正し規律を嚴にすべきことを反覆披陳して其の  
注意を促したり今や改正條約實施の期僅に數日を出でざら

べし、然らざれば、文部大臣の訓令に背くのみならず、畏多  
くも、聖詔に反るべし

高派新法主

常盤井鶴松師の事は本誌屢報道する所あ  
りしか、愈各國の漫遊も終へて、去月十八日佛國マルセーユ  
港を發して本月廿五日横濱入港の佛國汽船オーシアニアニ  
て歸朝致さる、由余輩今より樂んで、師が腹笥便々横濱埠頭  
に上らる、の日を待たん、今同師の略履歴を得たれば、左に  
紹介せん、

現下は明治五年の御誕生にして本年廿八歳にわたらせらる、小學卒業後二三指  
導教師の下に専ら普通教育を受けさせられ、後獨逸に洋行せらるるや、初め一年  
間同國萊茵州なる「ボン」府に滞留、同地大學教授「ドクトル」ヨウハン、ライ  
ンに師事し、専ら獨逸語の修養に力を盡され、又「ドクトル」シユワルツ氏に  
從ひて獨逸語を修め、翌年「ノイウイ」に轉學、理學を以て名ある「ドクトル」  
「アラア」氏の私塾に入り希臘語、羅語、佛蘭西語、及獨逸語の諸學に専ら力  
を用ひさせられ、後「ギムナジウム」(獨逸の中學校)に入て之を卒へ、理學、化學  
、數學、歴史、動植物生理學の普通學を修め、明治二十四年獨逸より英國倫敦  
に轉學せられ、滯在五箇月にして「ヘスチンクス」に轉し同市の大學預備校に入  
りて専ら英文學、及び理化の學を研究し、在校一年半、再び獨逸國に歸り、「スト  
ラスブルヒ」にありて大に佛文學を修め、明治二十六年四月「ストラスブルヒ」  
大學に入り、博言學及び哲學を專攻し教授「ロイマン」氏に就きて梵語及びパ  
リ語を學び、又教授「ドクトル」チー「クラー」氏(倫理學者)及び教授「ドクトル」  
「井ンデル」氏(哲學史家)に從ひ、哲學史、倫理學等を修め、又佛教學者た  
る「ドクトル」ノイマン氏及び其他「アラング」氏、「ヘンゼル」氏の諸教授の講義に列  
「ゲラント」氏、「ゴルト」氏、「ヘンニグ」氏、「ヘンゼル」氏の諸教授の講義に列  
し傍ら論理學、心理學、美學等の諸科を修め、明治三十年七月「ドクトル」フ  
「フエ」マキステル、アルチウム、リベラリウム、の學位を得、それより伯林に轉  
じ、西歐諸國を巡りて有名なる「ドクトル」フ「ムト」氏、及び梵學學者「ムエー  
ル」博士を訪ふて新學研究の上につきて實所あり、又倫理學者「パウルセン」氏  
及び哲學者「ハルトマン」氏の門を叩きて其所説を聞き、爾後東行西走歐洲諸國  
を巡遊して普く學者名士を訪問し、遂に歸朝の途に就き、明治三十年佛國巴  
里府に英國東洋學會の開議めるや、現下は其師「ロイマン」氏と相携へて參會せ  
られたりといふ  
因みに現下は梵語文庫は四百二十一部の有益珍奇なる圖書を蔵せられ其藏書の  
大半は本ストラスブルヒ大學教授たりし故「ゴルト」シヨット氏の藏書にし  
て後「ロイマン」氏の所有となりしが、「ロイマン」氏の周旋によりて今回



法蘭西陛下の手に歸せしものなり。現下は暗潮の後、此等の藏書を熱心なる梵語研究者に貸與するの規定をもち、大に梵學研究者の爲に便益を與へらるゝ由なり。

◎佛教の公認と放任 渾沌たりし政教界も、外部の批評は兎も角、佛教家の間に於ては、略公認教論と放任主義との二派に分立したるもの如し。余輩が夙に公認教主義の旗を建つるや、世間は驚然として之を賛するあり、駭するあり、極力放任論を主張する「佛教」の如きあり、耶蘇教公認論を絶叫せる中央公論の如きありしか其他は概ね旗幟の鮮明を以て、其要旨は畢竟するに公認教と非公認教と區別して、一に厚くし他に薄くするか如きは言ふへくして行はるへからされは、寧ろ初より唱へざるに如かず、又保護干涉多き程佛教は衰へし、慙ひに保護干涉をやらんより、全然之れなきに如かずといふにあるか如し、公認教論の成功の容易ならざるは吾人も亦之を知る、而も難しとて其論の價なきにあらざる又捨つべきにもあらざれば之を唱ふるのみ、夫子等は放任主義を以て左程に容易に成功し得へき議論なりと思はるゝにや、果して徳川時代の歴史を引かるとも、近き政府の有様には極めて暗きにはあらざる哉、見よ從來自由放任なりし耶蘇教へ、外人雜居に際して、一種の取締規則を發布すしといふにあらざるや、又かの政黨内閣の當時、巢鴨監獄教師の交送よりして、内務省は東本願寺の舉動を怒りたれども、其宗制寺法の認可を取消さんか、最早一の拘束無くして全く自由放任となる事を恐れて、手を下し得ざりしにあらざるや、斯る有

様にては遠き將來いざ知らず放任教論者の希望も容易には達せられざるべしと覺悟すべし、又かの保護の厚さは却て害なり、寧ろ外教の刺激を常に重く受るを可とすといふに至りては、敵國外患なきものは國常に亡ぶといふ趣意よりして求めて敵國を作らんとする好奇といふべきなり、此論は壯なりと雖も未だ感服する能はざるあり、

◎慈善事業と公認教論 とは固より別種の問題なり、然るに世には佛者たる者は、慈善事業等には、愈力を傾注すべきも、假初にも政治上に關する公認教規定の運動等は爲すべからざるといふ者あり、面白き論法といふべし、慈善事業に力を盡すは、吾人の大に唱道し賛成する所なれども、公認教を唱ふる又不可なし、彼を取るか爲に此を捨てるべからざる理由も存するなきにあらざるや

◎本派本願寺の學制變更 同派從來大學林文學寮の外に、各地に小教校を設けて、末寺の子弟を教育し來りしが、此等の小教校には年々少からぬ金額を費せるにも拘らず至て其効益甚だ薄しとして、悉皆此等多數の地方教校を全廢して、唯大學林文學寮のみ存し、中等教育以下は全く政府若くは地方の中小學校に一任するの制となれり、余輩は此舉に全然賛意を表するものなり、何となれば、資金不十分なる山立の教校に在りては普通學の教育に於ては到底公立の學校とは競争し得へくも見えす、又肝甚の佛學は十五六歳以下の兒童には殆ど解せられず、要するに同派今回の改革は宜きに適するものといふべし

◎第八回夏期講習會 豫報の如く去る十二日を以て、盛なる開會式を舉げたり、未だ其詳報に接せず、今や濟々たる多士、本部をわけて悉く北陸の勝區敦賀港に向へり、諸子か清風に沐之、微妙の法水に浴し、當に心氣を養ふのみならず、北陸の佛教に偉大なる光彩を放たしめんと期して俟つべし、吾人は都門紅塵万丈の裡に在りて流汗珠をあすのとき、遙に天の一角を望むて健康の情に堪へず

◎東京市養育院會堂落成式 曩に佛教各宗協同にて東京市養育院内へ教會堂建築の事を市參事會へ出願し許可を得たるもの先月中に竣工し本月一日を以て開堂式を舉行したり式は天臺宗に一任し淺草寺貫昭大僧正導師を勤め證誠輪王寺門跡守慶大僧正咒願は淨光寺講田苗權大僧正自證院亮延權大僧正等式衆二十名會行事普賢寺常昌大僧外六名各宗委員には香月全戒北越具戒勝木堪宗、勝沼文道、川島善瑞等各宗務所長又は取締等六十餘名養育院教師大谷派池田研習師在家衆には東京市長松田秀雄、助役浦田治平、養育院委員長瀧澤榮一、委員鈴木信仁、中澤彦吉、小石川區長永井善炳市役所議事課長長谷川壽太郎の諸氏及び篤信者三十餘名婦人には瀧澤夫人、原亮三郎母堂等數名にて午前十時より開堂式を執りし十一より池田研習師の祝辭瀧澤委員長の演說奥田僧正説教あり終て午餐の饗應あり夫より養育院出身の兒童中數名の淨瑠璃彈琴手踊り等の催ふしあり又三遊亭圓遊連の寄附に係る手品落語の餘興あり散會したるは午後五時なりしと因に同堂は在來の四間四面の阿彌陀堂前に建築し坪數七十二坪七百

人を容るゝに足り費用三千餘圓を要したりと云ふ

◎品川婦人教會の發會式 府下北品川の小林芳次郎氏は同地正徳寺住職平松理英氏と計りて本年三月より品川婦人教會なるものを設立し毎日曜毎に正徳寺に於て尋常小學卒業以上の少女を集めて茶、花、女禮、編物、押繪等種々の文藝を授け平松氏之を監督して時々徳義上の談話を爲す今や漸く會員増加して七十餘名に達したるを以て去る二日眞宗大谷派連枝淨曉院師を聘して發會式を舉行したり會場は正徳寺にして午前十時開會、會員平松巖巖子、北條愛子、森花子、西田君子の祝辭朗讀の後、淨曉院師の祝辭あり、次で大草惠實氏も亦祝辭を寄せられたば、會員之を代讀せり、終て高木正年、常磐文學士村上文學博士の演說あり、最後に會員大谷峰子の答辭ありて式を了へ更に余興として立花正友の筑前琵琶、會員のバイオリン合奏あり、來賓三百五十人と注せらる

◎雜俎 近刊女學雜誌は西本願寺亦人ある哉と題し、盛に稱贊の辭をつらねて曰く、

(前略)西本願寺派眞に人あり云ふべし、其の著實にしてしかも進取的なる布教手段は東派の如く山師氣にして浮華なるところなく、將來國民の崇重を受くるに足れり、榮ふべき西本願寺、亡ぶべき大谷派而して西本願寺の此所に至れるは反省社同人諸氏の化力預りて多かるべきを思ひ斷て同社誌筆以下社員諸氏の勞を稱揚す

異教徒よりして溢るゝか如き贊辭をうく、また以て名譽ならずとせむや、吾人も亦女學記者と共に諸子の功を讃せん哉

◎政界昨今の寂寞なるに關せず、宗教問題は各新聞紙澆ふて之を論議し益々万丈の光焰を高めぬ、しかれども皆自己の利害得失より打算し來りて一も公平の議論を見る能はず、惟り

日本子は平生の沈黙を破りて大に宗教問題の講究を訴ふ、議論公平、頗る我輩の素意と合するものあり、思ふに宗教は將來の大問題にして切に世人の講究せられむことを望む。各宗管長總代者は去る七日内務省に出頭し西郷内務大臣、小松原次官、斯波社務局長に面會し、一通の書面を大臣の前に呈出し尚ほ口頭を以て其趣旨を演述する所ありて退出したりと。内務省には真正に宗教問題に付き解釋を與ふるもの一人もなしと傳ふ、眞耶若し果して然らば豈心淋しきの極にあらざるや。帝國黨綱領第五項に風教を扶持し云々の文字あれども、是はもとく國教のつもりなりしを異論生じ、國の字風の字に早替りしたるものなりと、綱領の早替りはわれら新政黨に於て之を見る、帝國黨一名風替黨と云ふ風替りも亦面白からずとせず、時事新報が連載せる福澤翁の新女大學評判あまり宜しからず恐くは之れ翁が筆にあらざるなき得をんや。

信 塚

靜觀錄

近角 常觀

(十一) 因果應報は宗教的自覺なり。因果應報と云へば誰も十分承知して居ると思へども、眞實之を自覺することは六つかしい、全体世人は之を以て恰も一個の學說の如く取扱へるは大なる誤りである、既に之を以て學說の如く考ふる故に、理屈があるとか、ないとか云ふことを穿鑿する様になる、私は因果應報と云ふことは、人間天賦の宗教心に存するものにして、宗教の經驗より來りたる自覺である考へる、私も已前は宗教として左程重き點でないと思へて居つた、又随分世の信者と稱する人が、因果應報とい

へることを尊重して、殆んど其人の信界には此外に佛もなく神もなく、之を以て信仰の骨髄として居るのみをみて、能くもかく單純なことで安心が出来たものじやと多少推して思ふたことがあつた、併今より考へてみれば、慥かに私も之を一個の學說の如く冷かに眺めて居たからである。人々皆胸に手を當てて自分の心に問てみるがよい、人が悪いことをして、たゞ他人は知らずとも悪いことか佛法臭いと考へるものが多し、併之を以て佛の教理であると思ふことを考へず、單純に内心の實驗に訴へてみるがよい、種々の困難に遭遇したるとき、深く前後を顧みるに、必ず思ひ當ることがある、ブラトン輪廻の説を説くに馬鹿なもの、驢馬になるか、牛の如き處作をなすものは牛になるか云へる如き考へがあるが、隨分我國の諺にも同様の事が多い、隨分淺薄なる俗な考の様であるが、自然に何處にも同様の考を生ずると云ふことは頗る意味のあること、思ふ、輪廻説であるとか、業相續であるとか、諸種の教理は姑く問はず、全体の處作が勝手に行へば、夫ざりて消滅すると思へない、このことは如何にして拒むことは出来ぬ、是は人心自覺の有様である、古來歴史にあらはれて居る如く、人の命終らむとせるとき、一生の行動を想起して、或は悔む、或は懼れること、の多きは、熟々之を想像するに、實に争ふへからざる眞情である考へる。

されど今私は世人の常套語の如く思へる因果應報の文字を引出したるは、之を客觀的地位に置き眺める爲めではない、深く自分々々か自己の身に引受けて之を味ひたいのである、言を換へて言はば、之を教理として眺めず、人々之を自覺して貫いたいのである、勿論之を理ととして眺めた所が頗る微妙なる考である云ふことは、誰も感ずることであるか、唯微妙である云ふて居る間は、批評點の地位から眺めて居るのである、宗教の事は批評ではゆかぬ、自覺てなるとは自らぬ、たゞは家庭の事につきて考へて見るがよい、若し主人たる人が心得よくして、我妻子下女下男に對しても、やさしく親切に取扱ひ、一家の間か私氣黨々として、自然子供等に

至るまで何の恐る、處もなく、健全に發達するとき、若し之を外部よりみて、主人の心得がよいから、子弟までがよいと、單純に批評し去れば夫までの事であるが、若し主人たる人の如何なる果報にやと、身にしてみても感ずるとき油然として感謝の念は伴ひ來るのである、かくありて初めて因果應報の味か分かるのである。

又此の如き家庭に反して、家内の空氣が頗る殺風景にして、邪見なる暮をなすときは、自ら物凄しき氣風が行はれ、兎角不和の絶之ぬ様になる、其時主人たるものか自己の缺點に氣が付かぬときは、唯他人の心得か悪しきとのみ心得て、益々怒を増し、反省する氣を起さぬ、若し此時一點顧みる心起りて、かく妻子眷屬下女下男の輩に至るまで、各勝手を主張する所以のものは、抑々我があまり氣儘なる結果である、我既に氣儘をなして之か手籠を示したる已上は他人か其通りにするも尤もである、我子の我欲する如く行はぬは、我が嘗て親に對して從順ならざりし結果である、我下女下男の勝手なるは我か他人に對して、勝手なる反響である、深く自己現存の境遇を以て、自己か過去の行蹟に照してみるに、歴々思ひ當る事ありて、空恐ろしき心持がする、此の如き場合にありて決して他を咎むへからず、全く自己の身より出したる傷である、かくの如き場合に於て因果應報といへる語は耳に響き、胸に釘をささる、心地がする、是が因果應報を自覺したと稱するのである之を要するに感謝も懺悔も因果應報の自覺より流れ出でたる結果である。

人間の意志は自由である云ふ考は吾々の心に訴へて拒むべからざることであるが、其自由に善あれ惡なれ行動したる結果は消滅しない云ふことも吾々の心に訴へて拒むべからざることである、若し十分宗教心が圓熟し來るときは此自由は行動すること迄が我がなすではない、我がなすことは佛陀の仕回しである、佛の命令である考へる、若し此地位に達するときは、單に自己の意志が佛陀の意志であるばかりでなく、自己の周圍に集り來るものとして佛陀の源泉より來ら

ざるものはない、管に人意的の行動に於てのみ、佛陀の意志が伴ふばかりでなく、天地の顯象の如き事迄が一々意味を有して、困難な事あれば佛陀が吾を試み玉ふと思ひて大に勵み、幸運あるときは佛冥陀祐の結果であると思ひて深く感謝の念を起し、變事あるときは佛陀か、戒を下して其惡を匡し玉ふと思ひて懺悔する、されど其佛陀の意志か全体本を探考へてみれば、吾々の處作の善惡に對する反應である、此に至りて考へてみれば、因果應報の外に全体宗教があるべき筈はない。

◎新刊雜誌

- 帝國青年 第一卷第二號 全神田小川町一丁目 博文堂
- 帝國青年 第一卷第二號 全神田小川町一丁目 博文堂
- 神樂氏伊藤侯の演説に感ずる論文を初めとして其他見るべきもの不夥、機關雜誌として十二分の價値をそなへたり
- 名勝月報 第九號 全小石川區水道町三一、東京圖書社
- 行雲流水、名流紀行、滄溟拾珠等の諸欄あり、主として古人の美文を、げ興味盡きざるの感あり、鮮明なる名勝の寫眞を挿入したるは坐して白沙青松の輝に遊ぶの想ありしむ、たゞ表紙の粗雑なるを惜む
- 天地人 第九號 全神田錦町一丁目 三才社
- 國學院雜誌 第五卷第八 全神田區飯田町 國學院
- 臺灣協會會報 第九號 全神田區山下町一丁目 臺灣協會
- 十善寶窟 第九號 全小石川關口 十善會
- 佛敎 第二百五十一號 全淺草吉野町 佛敎學會
- 日育公報 第二百二十四號 全神田一ツ橋通 帝國教育會
- 教本主義 第二十四號 全神田錦町二丁目 開發社
- 勞働新聞 每號 全神田三崎町 全開發社
- 博愛 第六十號 全山梨縣東八代郡下曾根村 全開發社
- 傳道 第六十號 全芝罘月町 全開發社
- 帝國島事報 第六十七號 全和歌山、高郡藤田村 全開發社
- 中央公論 第十四卷第六號 全本郷四片町 全開發社
- 北友雜誌 第三十九號 全函館相生町 全開發社
- 教友雜誌 第三百二十九號 全甲府市稻門村 全開發社
- 正法論 第九十一號 全京都花園 全開發社
- 禪學 第五卷第三號 全神田駿河臺 全開發社
- 反省 第三號 全京都高辻 全開發社
- 北陸佛敎青年會 第四號 全金澤市安江町 全開發社
- 傳燈 第九十三號 全京都八條 全開發社

# 第八回佛教夏期講習會廣告

佛天の冥祐と有志諸彦の贊助とに依り、毎年、夏期、名勝の地を下し講習會を開設し、各々力を心性の涵養に盡し普く、

佛陀の德音を江湖に傳ふるに既に七回に及べり  
茲に本年其第八回を越前國敦賀港に開く今や教界益々多事苟も吾人青年たるもの深く精神の修養に勉め、相互の團結を鞏固にせざるへからず、殊に越前若狹の有志諸氏本會を待つこと頗る切にして、同港海濱に於ける萬象閣を以て會堂に充て天空海澗の間に碩學高德ある諸講師の講演を聞て、徐に心を淨國に遊ばしむ、且つ本年は所定の講筵已外に特に講師に請ひ淨塵及び信仰經驗談話會を設け、力を內的修養に致す、時々茶話會に於ては眼中宗派の區別を没し、胸裡學校の城府を設けず、平等一致相互の氣脈を通し共に護法の大策を講ず、四方の同胞諸士奮ひ來りて共に清涼の徳風に沐し微妙の法水に浴せよ謹て告ぐ

●**講師** 橋本峨山師、西有穆山師、大内青巒居士、奥田貫昭師、脇田堯淳師、加藤行海師、南條文雄師、村上

專精師、黒田眞洞師、前田誠節師、前田慧雲師、藤島了隱師、權田雷斧師、江村秀山師、赤松連城師、畔上棗仙師、齋藤開精師、清澤瀧之師、釋宗演師、島地默雷師、森田悟由師、守本文靜師、(いろは順) ●**會期** 七月十二日  
五日迄 **止宿費** 一日十八錢内外  
二週間

明治三十二年六月

## 大日本佛教青年會

明治三十二年七月十四日印刷  
明治三十二年七月十五日發行

(明治三十一年十二月二十六日逓信省認可)

# 政教時報第十三號目次

●社説 危險なる自由思想

●論説 將來の宗教界 ●懷疑必ずしも不可ならず ●東北大學の設立

●會報 各地の景況

●社説 佛教慈善會財團 ●各宗管長會議等外數件

●雜錄 基督教の傳道事業

●信界 靜觀錄(十) 宗教心は最健全なる當歸に外ならず

●今昔 尾張の慈善家岩井利右衛門翁(元)

### 本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無越送料
●廣告料五時活字一行(二十七字詰)一回金拾錢				

- 一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
- 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 **大日本佛教徒同盟會出版部**

發行兼編輯人 上村幸三郎 印刷人 清水朝太郎